

平成25年第2回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 7月29日（月曜日）	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○動議の提出	16
○閉会の宣告	16
閉 会（午前 9時50分）	16

平成25年第2回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年7月23日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成25年7月29日
2. 場 所 千代田町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 千代田町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定
 - (2) 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	福 田	正 司	君
7 番	小 林	正 明	君	8 番	柿 沼	英 己	君
9 番	富 岡	芳 男	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	細 田	芳 雄	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成25年第2回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成25年7月29日（月）午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 発議第2号 千代田町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定
日程第 4 発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君

会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長
教 育 委 員 会
事 務 局 長

荒 井 和 男 君
高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 記
書 記

宗 川 正 樹
小 林 さ や か
大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、議員発議の条例の制定1件、規則の改正1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成24年度、25年度の4月分及び5月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

6番 福 田 議員

7番 小 林 議員

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、発議第2号 千代田町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する

条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、富岡議員。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 発議第2号の説明を申し上げます。

発議第2号 千代田議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本発議は、東日本大震災の復興財源確保のため、地方公務員の給与についても、国家公務員の給与削減措置に準じた措置を講ずるようにとの国の要請を受け、本町においても、臨時特例的に一般職員の給与削減を行う提案が提出され、6月議会において可決をいたしました。議会といたしましては、職員だけに給料の削減を強いるのではなく、議会も歩調を合わせることで職員のモチベーションを維持していただくという願いを込めて、今回議員報酬の削減を自主的に行うものでございます。

削減額については、議長、副議長が議員報酬の月額から7%の削減、その他の議員が5%の削減となります。なお、期末手当につきましては適用除外といたします。

削減期間は平成25年8月から平成26年3月までの8カ月間とし、全議員の削減総額は120万160円となります。この削減分は、町民のために有効に活用していただきたいと思っております。

このようなことで千代田町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定を発議させていただきますので、議員各位のご理解をお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） おはようございます。土日に非常に大雨が、山口、島根、経験のない雨だということで、大変なあれがございました。被害が続出しておりますけれども、最少被害で終わっていただければ非常にありがたいなという今日でございます。

そこで、提案議案、議員の報酬削減についてでございますが、質問をさせていただきたいと思っております。1回目の質問でございます。

臨時議会を開催した理由や必要性を具体的にお願いします。

2つ目、議員報酬の削減を行う趣旨、目的、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

3つ目、千代田町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定と町職員の臨時特例に関する

る条例の違いを伺います。

4つ目、削減率の設定割合の根拠を伺いたと思います。

5つ目、議員報酬削減総額の利用、使い道を教えてください。

6つ目、邑楽郡内の議会の実施状況を伺いたと思います。5町分の2が削減の方向だと聞いておりますけれども、具体的にどこがどう、またその理由があれば伺いたと思います。

7つ目、臨時会開催までの期間が長いですが、近隣の状況をいつ知り得たのか。

1回目の質問であります。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡議員。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 随分ありますので、落ちると思いますが、そのときはひとつまた聞いてください。

臨時会の必要性ということでもありますけれども、この条例を制定するには議会本会議が必要で、開かなければ条例が制定できないということで、急遽臨時議会を開いていただきまして、きょうに至ったわけであります。

それから、必要性でありますけれども、提案理由で説明申し上げましたけれども、我々もやるということで、職員だけが何でだということがないように、議員もやっているのだから、我々も削減されても一生懸命やろうではないかと、いわゆるモチベーションの維持をしていただくためであります。

それから、議会条例の制定理由、議会条例の……ちょっといいですか。議会条例の制定について……ちょっといいですか。

○10番（黒澤兵司君） 議員報酬の臨時特例に関する条例と町職員の臨時特例に関する条例の違い。どこが違いますか。

○9番（富岡芳男君） どこが違いますかと言われても、法律的にはわからないですけれども、職員は職員の独自の条例で給与が決まっております。それはそれで別に審議するということだと思えます。議会条例もまた、これは別のことでありまして、職員と議会とは連動しませんので、そういう独自なことでもありますので、条例の制定がわざわざ必要だと思えます。

削減率につきましては、過日の全員協議会でこういうふうに決まったということでもありますので、理由はともあれ決まったことのパーセンテージで行くということでもあります。

それから、邑楽郡のほかのあれですね。ちょっと邑楽郡のほかのあれはわかりませんので、調べてもらってということでもいいですか。

[[後ほど]と言う人あり]

○9番（富岡芳男君） では、ちょっと……

[[事務局……]と言う人あり]

○9番（富岡芳男君） 休むの……

[「暫時休憩」と言う人あり]

○9番（富岡芳男君） 暫時休憩をして、それは事務局に調べさせていただきたいと思います。

それから、あとは何でしたか。

黒澤議員、あとは何でしょうか。

○議長（細田芳雄君） 割合について。

○9番（富岡芳男君） それでいいですか。

○10番（黒澤兵司君） いやいや違います。

○9番（富岡芳男君） あとは。

○10番（黒澤兵司君） 開催が、大分開催までに期間がたっている。だから……。

○9番（富岡芳男君） いつからということですか。

○10番（黒澤兵司君） 閉会。

○9番（富岡芳男君） 開催期間というのはいつからということがわかりませんが、この条例を制定しようというのが、過日の議会運営委員会においてそういう発言がなされて、その結果、それもいだろうということで、それを全員協議会に諮ってということでございまして、技術的に今になったのだと思います。

以上でいいですか。

[「はい」と言う人あり]

○9番（富岡芳男君） では、暫時休憩していただきまして、邑楽郡内の様子をちょっと調べて……。

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時14分）

再 開 （午前 9時17分）

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩を閉じて再開いたします。

9番、富岡議員。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 調べていただきました。

今決まっているのは、邑楽町と板倉町、きょう決まれば千代田町。板倉町は、議長が10%、副議長が7%、議長、副議長以外が5%で、平成25年7月から平成26年の3月31日ということであります。

それから、邑楽町は、一律3%、平成25年7月から平成26年3月31日ということでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

[「ここでいいですか」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 自席に戻ってください。

○10番（黒澤兵司君） 続きまして、2回目の質問をいたします。

1 個目、議員報酬削減と町職員給与削減の趣旨が同じだが、どのような意図があるのか伺いたいと思います。これには、職員給与削減、国の政策ということで、反対者が4名いました。きょうの提案では、同じような状況の文言を使っております。この辺について、一度伺いたいと思います。

2 個目、議員報酬削減は国の要請措置ではないので、必要ではないかと思うのですが、いかがなところかということがございます。国が地方に要請した公務員給与の引き下げ問題、国の災害復興支援、こういう大義名分のことがあるわけです。それと同じようなことを言っているのは、ちょっと解せないところがあります。

それから、3 個目、千代田町職員給与削減と議員報酬削減等の認識を伺いたいと思います。給与削減と報酬削減、どこの違いがあるのかお考えをいただきたいと思います。

4 個目、国が地方に要請した公務員給与の引き下げ問題、国の災害復興支援で千代田町職員の給与削減が6 月定例会で可決されました。このときに反対者は4 名でありました。その後、全員協議会での協議で、定例会の災害復興支援策で町職員の給与削減に反対した議員が、手のひらを返して災害復興支援策に賛同しておりました。きょうの賛同者と一緒です。これをどのように思うかということでございます。

先ほど特に目的や理由、言っておりませんね。猿まね的というのですか、よそがやっているから、うちもやるというふうに私は受け取っております。

それから、全員協議会で決まったことだから。中身が全然ない。非常に私としても残念に思うわけですけども、先ほど5 個質問したお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 9 番、富岡議員。

[9 番（富岡芳男君）登壇]

○9 番（富岡芳男君） いろいろ多岐にわたりまして質問いただきましたけれども、この条例は、そういう必要性とかというのはあるのですが、そういうことは全員協議会でしたわけです、議論を。ここでは、そのことに対して賛成するかどうかで決まると思うのです。

今いろいろされましたけれども、全部答えられません。一つ申し上げますけれども、この条例をやるということは、最大の目的は、我々が削減をすることによって、職員も一生懸命仕事をする、ということが目的でありますので、黒澤議員がいろいろ心配はあると思いますけれども、そういうところは質問に対しては回答できませんけれども、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10 番、黒澤議員。

○10 番（黒澤兵司君） これは質問ではないのですけれども、今、議会運営委員会が質疑云々、この場でやるべきではないとか言っていますけれども、議長の考えをひとつ聞かせてください、今の発言

に對しまして。

○議長（細田芳雄君） 議長の考えを申し上げます。

そういうことに私は答える必要はありません。黒澤議員の質疑を続けます。

〔質問ありますかというふうに進めているんじゃないんかい〕と
言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 黒澤議員に申し上げます。

私に質問してくださいと、きょうはまだ一度も申し上げておりません。質疑は富岡議員にしてください。そういう決まりです。

10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 答弁ができない議会ということで、非常に私は残念に思います。また、議長もそれを指導できない、こんな議会では全く私は残念に思うわけでございます。

それでは、一応説明しましょう。町のほうで、町というのか、全員協議会、非常に……

○議長（細田芳雄君） 黒澤議員に申し上げます。

黒澤議員のお答えは誰も求めておりません。質疑をお願いいたします。

○10番（黒澤兵司君） これから質問するのです。前提です。

○議長（細田芳雄君） 私がお答えしますというのは、誰かの問題に答えるという意味があるのではないのでしょうか。

○10番（黒澤兵司君） 試算の内容なので、あなたたちにはできないことをやってきたので、それを言っただけで質問したいと思うのです。

○議長（細田芳雄君） はい。では、質疑を再開してください。

○10番（黒澤兵司君） よろしいですか。

富岡議員が、職員がやっているのだから我々もやるべきだと、こういうお話もしていました。では、職員の給与削減と、では議員報酬、その違いを伺いたいと思うのです。答えがどうせ出ないでしょうから、私のほうから言います。

ここに全協で決められたこと、議長、副議長が7%、その他が5%、120万の削減ができたこと、こういうお話を富岡議員はやっていました。そうしますと、これを8カ月でいきますと、全員協議会でも答えが出たわけです。8カ月で5.4%の削減率だと、こういうお話がありました。それでは、職員と同じ条件で9カ月やったときに何%の削減ができるのか、こういうことが1点です。

それから、2つ目、職員の9カ月分の充当額、これにやるのには何%の削減率が必要なのか、こういうことを伺いたいと思います。

お答えをいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡議員。

〔9番（富岡芳男君）登壇〕

○9番（富岡芳男君） パーセンテージでありますけれども、8カ月で120万です。職員のほうは、9カ月でやりますと相当な額になると思います。申し上げますけれども、この削減分についてどうしろということはありません。この削減分というのは、もう初めから地方交付税が削減されてきておりますので、余るといようなものではございませんので、その分だけ、160万だけはどこかへ回せる、そのような感じでおります。

職員と我々の給与と報酬の違いというのは、法律で決まっておると思いますけれども、ここではそういう問題を討論しているわけではありませんので、お答えしかねます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫、発議第2号の関連質問をさせていただきます。

まず、冒頭に質問です。発議者にお伺いしますが、町長、副町長は給与カット、これをしないというような話を聞いておりましたのですが、昨今はその動きがどのようにあるか、すり合わせなどはしていますか、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

この理由は、6月議会において千代田町職員に期間限定で報酬カットの協力をお願いして、それを協力いただくことが決議されました。これに基づいて議会も、きょうこれから相談をして協力するということは、これは有意義なことだと、このように思っています。

ただ、やっぱり議員たる者あるいは任命権者である町長、副町長は、率先垂範、問題の共有化、痛みを分かち合う、我が身から削れ、そういう世の中である言葉のあらわれを実行していただくことが必要ではないかと、このように思っています。昨今、冒頭に質問したことがどのように推移しているかお聞かせいただきたいと思います。わからなければわからないで結構です。よろしくお願いします。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡議員。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） お答えします。

三役については、過日の議会のときにも答弁がありました。議会として町長、三役に、こうしろ、ああしろと言う権限はありませんので、ここの議会でどうこうしろというのは、私のほうからはお答えできないと思います。するとすれば執行部側だと思います。ですから、ここでは、前に副町長が申し上げたとおりの答弁があったと思いますけれども、それ以上のことは議会で、ここで私がどうこう言うことはございません。

以上です。

[「わかりました」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 千代田町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定……

○議長（細田芳雄君） 黒澤議員、こちらへ来て。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 臨時特例に関する条例の制定に反対の立場で討論いたします。

邑楽郡内の議会の議員報酬削減の実施状況であります。5町のうち2町、板倉町、邑楽町が行っております。他の3町は実施されておられません。ですから、どこの自治体でやっているとかという議論は成り立たない、こんなふうに思います。

千代田町6月定例議会が6月13日に終わりました。その後、土日を含めての5日後に、千議発第42号、平成25年6月18日付で全員協議会の招集通知が出されておりました。平成25年6月26日水曜日に全員協議会が開催され、協議内容は議員報酬の削減についてでありました。この間、20日間経過しておりました。そして、本日の臨時会開催を含めまして50日、何だかんだ2カ月が過ぎているというふうに感じるわけです。

議員報酬の削減が本当に必要なのか、議員の認識や状況の判断、受け方はまちまちでありました。全員協議会では、議長の発言で、国の要請で公務員給与の引き下げ問題による町の職員の給与削減を6月議会で決められたわけでありました。そういうことで、どうしたらいいのだろうという提案を議長はしたわけでございます。

議員報酬を削減するためには大義名分の目的や趣旨内容、その根拠、また緊急性、必要性があるのか具体的に伺いましたが、削減率や試算はほとんどゼロでした。内容も考えていないとの議長の答弁もありました。

国が地方に要請した公務員給与の引き下げ問題。国の災害復興支援策で、千代田町職員の給与削減が6月定例会で可決されました。反対者は4名でありました。これの内容は国の災害復興支援策、それがきょうはスライドして出てきたわけでございます。坂部議員、福田議員、他の2名、国の災害復興支援に反対しておりました。反対の討論もありませんでした。理由が出せない議員にがっかりしました。

今回の議員報酬削減では、近隣の議会で行っているから千代田町でも削減したほうがいい。また、職員が給与カットしているので、議員も引き下げに協力すべきだと。どこそで決めているから議会も協力したいと。何の理由づけも目的もありません。他の町での話の中で、職員より少ない削減は不満だとの声がある。

そこで、原案に対して一言述べさせていただきます。議長、副議長が100分の7、それから上記以外が100分の5と、これを、議長、副議長が100分の7、上記以外を100分の6、こういうふうに修正したらいいのではないかと。そうすれば、おのずから答えが出てくる。修正でいきますと、8カ月、8月から3月までいきますと6.2%の割合になるかと思えます。9カ月にしますと実質5.5%。ここでやや職員と同じ削減が図られるのではないか。こういう議論も何もされていない。後出しじゃんけんの発想の議論です。説得や納得性が感じられません。学生たちの試験であれば、カンニングの答えと同じではないか。答えに至る議論がない、こういうことかと思えます。非常に残念でございます。

それから、議員と職員、給与と報酬、お答えもいただけませんでした。職員の方は生活給ということで非常に大事なお金でございます。議員の報酬、言ってもしょうがないでしょうけれども。これは控えましょう。そういう重大さが全然反映されていない。

こういうことなので、この議案に対しましては、黒澤兵司、反対とします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 次に、賛成討論はありますか。

6番、福田議員。

[6番（福田正司君）登壇]

○6番（福田正司君） 6番、福田でございます。発議第2号に関しまして賛成の立場で討論申し上げます。なかなか頭の中がまとまっていないので、ちぐはぐになるかもしれませんが、ご容赦をいただきたいと思えます。

まずもって、先ほど職員給与の関係で、反対者の名前ということで挙げていただきました。そういったことから入りたいと思うのですが、議会制民主主義、これを遵守する中で、職員の給与削減議案につきましては、私も反対をさせていただきました。これは、元来、職員の給与につきましては、人事院の勧告に基づくというのが筋であるというふうに私も考えておりますので、国からのそういった勧告に基づかない中での削減、これには反対をさせていただいた。

しかし、議会制民主主義の中で多数決で決定をされた、それに従って私たち議員も職員の皆さんと一緒に痛みを分かち合う、そして職員の皆さんの少しでもモチベーションが下がらない、そんな一助になればということで議案提案をさせていただいたということでございます。

まして、過日の全員協議会の中でこの議員の報酬削減の議案を出していただいたときに、多数決の中で賛成がされた。議論を尽くして多数決をもって賛成をされた。そして、その中で、反対された方も少数意見の留保をせずにしたということは、もうこれは議会制民主主義の中では委員会の総意、全員協議会の総意ということでの決定がされたということでありまして、そこでまた反対討論もされたようですが、できれば少数意見を留保していただいて、それからやっていただければというふうにも思えます。

また、我々議員も痛みを伴う中で、短い期間ですけれども、職員の皆さんと一緒に町を盛り

上げるためにモチベーションを上げていきたいと思っておりますので、皆さんの賛同をいただけますように、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（細田芳雄君） ほかに討論はございませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。発議第2号に関して賛成討論を申し上げます。

まず、私が6月議会で態度保留の色の濃い反対をしたのは、任命権者と職員のコンセンサス、対話がなされていなかったということが原因でございます。それと、議会が始まってから発議された話であって、生活給である報酬をカットするということは、その場で、5分かそこらで結論を出すというのは短兵急過ぎるというようなことで考える時間が欲しい、そういう意味合いを含めての反対でございました。

賛成する理由は、その後十分私も考えまして、先ほど申し上げましたように、我が身から削れ、議会人であっても、職員と一緒にその痛みを分かち合うのだというような考え方で、職員が既に給料カットを協力してくださることになっているわけですから、そういう意味で賛成をしたいと思っております。痛みを分かち合う、問題の共有化、率先垂範、そういうことも含めて賛成をいたします。

ぜひ議員諸君、賛成にご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 千代田町議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（細田芳雄君） 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、富岡議員。

[9番(富岡芳男君)登壇]

○9番(富岡芳男君) 発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、議会広報委員会は、千代田町議会広報編集委員会設置規程に基づき設置されておりますが、法律に基づく議会の委員会ではないため、あくまで任意の委員会となっております。そのため、広報の取材等を行う場合において、公務災害の対象とならない状況にあります。議会広報編集委員会は、議会活動を町民にアピールする大切な役割を担っておりますので、今回法律に基づく委員会となるよう、議会会議規則の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、地方自治法第100条第12項による議会の運営の協議の場として議会広報編集委員会を設置することで、法律に基づく議会の委員会となり、公務災害の対象となるものであります。

なお、現在この調整の場として設置されているのは、お手元の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、会議規則第17章、全員協議会のみでありますので、議会広報編集委員会が追加となり、公布の日から施行されます。

それから、このようなことで千代田町議会会議規則の一部を改正する規則を発議させていただきますので、議員各位のご理解をお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(細田芳雄君) 説明が終わりましたので、提出者に質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細田芳雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(細田芳雄君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(細田芳雄君) 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

以上をもちまして平成……

○動議の提出

[「議長、動議」「動議賛成」「ちょっと待ってくん。発言してから賛成するんだから、何もしていねえのに……」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 動議に賛成の声がありましたので、その動議を認めます。

今動議を出した高橋議員から動議の内容についてを申し述べてください。

[「議長」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） いや、今高橋議員の動議を認めて、今度理由を聞くところですから、高橋議員の理由を説明してください。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 動議理由として、大谷町長に対して不信任案を提出いたします。

その理由は、6月定例会で職員の給料を減額し、今回我々の議員の報酬もみずから身を削るにもかかわらず、特別職の給料は現状維持とのこと。町長は、昨年再選を果たしてからの1年4カ月の間、体調不良により公務も全うできないということで、町民も納得がいけないと考えております。

そこで、町長の立場を考慮し、町長に対して不信任案を求めます。

千代田町議会議員、高橋祐二。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ただいま高橋議員より大谷町長の不信任について動議が出されました。

賛成がこの動議について1名以上ございますので、お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについてを採決いたします。

大谷町長不信任動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成少数]

○議長（細田芳雄君） 賛成少数でありますので、よって大谷町長不信任動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは否決されました。

○閉会の宣告

○議長（細田芳雄君） 以上をもちまして平成25年第2回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時50分）